

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年三月十三日

目次

告示

家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒の実施

(畜産課)

ページ

告示

岐阜県告示第百六十五号の二

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第九条の規定により、次のとおり消毒を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第十五条の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽(だちよう)にあつては十羽(じゆ)以上を飼養する家きん飼養農場及びその他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う家きん飼養農場を除く。

三 実施の期日

平成二十一年三月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内(飼育舎周囲及び農場外縁部)散布

平成二十一年三月十三日印刷
平成二十一年三月十三日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))